

質問回答書

件名：「(仮称) 武蔵村山市公共施設個別施設計画」等策定支援業務委託

| 番号 | 該当箇所 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|---|
| 1 | 仕様書「第2 業務内容」の「2 公共施設の老朽化状況調査」の「(2) 躯体健全度調査」について | 躯体健全度調査については、貴市の保有するデータにより整理すれば足りるものなのか、コンクリート圧縮強度の試験等改めて具体的に調査を実施することも想定しているのかご教示ください。なお、その調査も想定されているようであれば、具体的に想定数量をご教示ください。 | <p>躯体の健全度については、独自提案に基づく調査等を行う場合を除き既存資料及び職員による目視点検の結果を基に評価してください。</p> <p>ただし、コンクリート圧縮強度の調査については、現時点では一部の学校について実施したのみで、計画策定までに全ての施設の調査を完了することは困難なため、本業務において調査未済施設の老朽化度を評価するに当たっては、調査済み施設と築年数、見た目上の老朽化状況等を比較した上で調査済み施設の値を基に劣化度を予測する等の措置が必要となります。</p> |
| 2 | 仕様書3 ページ 第2の3 | 日常点検は、定期の法定点検に含まれない項目を別途、日常的に実施されるという認識でよろしいでしょうか。日常点検について、法定点検と違う実施目的、考え方についてご教示ください。 | <p>日常点検は、専門知識を有しない施設所管部署職員が、法定点検より短い間隔（毎年）で施設の劣化状況を簡易的に確認し、建築系部署と共有することにより計画的な改修に役立てること、建築系部署の助言等に基づき施設所管部署職員が可能な範囲で修繕等を行うことにより施設の長寿命化を図ること、施設の劣化状況を継続的に把握することにより施設の在り方等を検討する際の基礎資料とすること等を目的として実施します。</p> <p>そのため、放置することにより施設の寿命を早め、又は利用者に危険を及ぼすおそれがあるものが主な点検項目となり、その大半が法定点検のものと重複しますが、資格を有しない職員が実施できる程度の簡易的な方法、基準となります。</p> <p>主な内容としては、外部（基礎・土台、外壁、建具、雨どい等）及び内部（天井、床、内壁等）のひび割れ、爆裂、漏水、錆、腐食、ひび、稼働不良のほか、設備（電気設備、空調設備、防災設備、放送設備等）の不具合、故障、点検業者からの指摘事項等について主に写真等で状況を記録し、及び対応状況を記録するといったものになります。</p> |
| 3 | 仕様書3 ページ 第2の2(2)及び(3) 第2の3 | 日常点検を行う市の職員は、技術職や技師といった、建築への知見を有している職員でしょうか。 | 学校施設については建築系の技師が、それ以外の施設については資格等を有しない一般事務職の職員が実施します。 |

| 番号 | 該当箇所 | 質 問 | 回 答 |
|----|--------------------|---|--|
| 4 | 仕様書4ページ 第2の4 | <p>現行計画における、『長寿命化判断基準値をコンクリート圧縮強度21.0N/mm²以上』としている理由について、「武蔵村山市施設保全計画（個別施設計画）令和3年3月」63ページにて、『「建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）」によるコンクリートの設計基準強度に対する耐久性性能の考え方を参考として』との記載がありますが、根拠や考え方をご教示ください。</p> | <p>「建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）」によるコンクリート設計基準強度に対する耐久性性能の考え方（2009年2月改訂）では、設計基準強度が24N/mm²の施設について大規模補修をしたときの供用限界期間が100年程度、設計基準強度が18N/mm²の施設について大規模補修をしたときの供用限界期間が65年程度と予想されています。</p> <p>現行計画において長寿命化判断基準をコンクリート圧縮強度21.0N/mm²以上としているのは、当市における建築系公共施設の供用期間を80年と仮定して上記の基準から類推したものです。</p> <p>設計基準強度を基にした規準で経年劣化が考慮されていない等の問題があることから、今回の計画策定に当たり見直すこととしています。</p> |
| 5 | 仕様書5ページ 第2の8 | <p>総合管理計画の改定については、現行の第6章個別施設計画の【建築系公共施設】の該当部分の改定という理解でしょうか。それとも、全ての章における【建築系公共施設】の該当部分の改定という理解でしょうか。</p> <p>いずれにせよ、【土木系公共施設】【土地】に関する部分の改定は含まれないという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>総合管理計画第6章は「（仮称）武蔵村山市公共施設個別施設計画」に統合されるため、その他の章について、「（仮称）武蔵村山市公共施設個別施設計画」の策定に伴う改定及び時点更新を行う想定です。土木系公共施設及び土地も対象ですが、こちらは時点更新のみとなります。</p> |
| 6 | 仕様書6ページ 12 | <p>データベースの作成について、原則としてエクセルを想定されておりますが、貴市で使用されているエクセルのバージョンをご教示ください。</p> | <p>Microsoft Office LTSC Standard 2021を使用しています。</p> |
| 7 | 実施要領4ページ 10(1) | <p>「6企画提案書」の中表紙及び目次を掲載する場合、企画提案書のページ数には含まれないという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>中表紙（扉）、目次を含めて15ページ以内で作成してください。</p> |
| 8 | 実施要領5ページ 10(3) | <p>副本10部は、社名の記載アリという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>正本と同一の内容としてください（社名もそのまま記載してください。）。</p> |
| 9 | 実施要領5ページ 11 | <p>二次審査（プレゼンテーション）は、社名アリという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>審査委員が社名を把握できる状態で実施します。</p> |
| 10 | 実施要領6ページ 11(3)エ | <p>「追加提案や追加資料の配布は認めない」との記載について、企画提案書に記載した内容の動画などをプロジェクターにて投影することは可能でしょうか。</p> | <p>企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととしているため、企画提案書の内容から逸脱せず、これを補完する程度のものであれば動画、スライド等を使用いただくことは可能です。</p> |
| 11 | 別表 審査基準 価格 | <p>詳細・着眼点として、「見積額（税込み）は、企画提案内容を勘案して妥当であるか」との記載がありますので、単純に低い価格であれば評価点があがるものではないという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>価格評価の点数については、低い価格であるほど上がります。ただし、優先契約交渉事業者の選定は、価格評価の点数に企業評価及び業務内容評価の点数を加えた評価点により行います。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|---|---|
| 1 2 | 仕様書 P 3 3 日常点検及び保 全に係る体制構築 支援 | 『2の(2)、(3)で使用する点検票等を踏まえ、令和8年度及び9年度の点検実施までに、・・』とあります。一方、P2の表では2 老朽化状況調査は令和8年度とあります。職員による目視調査をR8年度に全て終えることは可能でしょうか。もしくは、提案次第と理解してよろしいでしょうか。 | 職員による目視点検については、今後、日常点検として毎年度実施する想定で、令和8年度の点検結果を仕様書第2の2における評価に活用します。 仕様書第2の3の(1)の記載は、令和8年度及び9年度の点検実施までに、それぞれ1回ずつ点検、保全の方法等に関する研修をしていただきたいというものです。 |
| 1 3 | 仕様書 P 6 1 1 庁内検討組織 等の運営支援 | 「公共施設等整備・再編推進作業部会」、「同分科会」について、目的・役割(例：庁内の意思決定／部署横断的な検討や作業)、構成メンバーの人数や職位などの概要を想定で構いませんので可能な範囲でご教示ください。もしくは、提案次第と理解してよろしいでしょうか。 | 想定する会議の目的、構成員等については、次のとおりです。 1 武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部(以下「本部」といいます。) (1) 役割 公共施設に関する方針等に係る検討、意思決定等 (2) 構成員 部長職以上19人 2 公共施設等整備・再編推進作業部会(以下「部会」といいます。) (1) 役割 本部における検討に当たり必要な調査研究 (2) 構成員 企画財政部長ほか実際に公共施設を管理する課長等25人 3 分科会 (1) 役割 部会が調査研究を行うに当たり特に必要な事項に関する調査等 (2) 構成員 第一分科会13人 第二分科会11人 詳細については、市公式ホームページ上の例規集から、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部設置要綱(平成27年武蔵村山市訓令(乙)第83号)を参照ください。 |
| 1 4 | 実施要領 P 4 1 0 企画提案書等 の提出(1) | 【第2号様式】について、企画提案書提出時においても実績を証明する書類(契約書、TECRIS 登録内容確認書等)の添付は不要と考えてよいでしょうか。 | 不要です。 ただし、審査中又は審査後に、必要に応じて提出を求める場合があります。 |
| 1 5 | 実施要領 P 4 1 0 企画提案書等 の提出(1) | 【第6号様式】について、企画提案書提出時においても資格証明の添付は不要と考えてよいでしょうか。 | 不要です。 ただし、仕様書第2の1の(1)の「実施計画書」には添付してください。 |
| 1 6 | 実施要領 P 4 1 0 企画提案書等 の提出(3) | 副本について、社名及び担当者名を記載しても差し支えないでしょうか。 | 差し支えありません。 |

| 番号 | 該当箇所 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|---|
| 17 | 実施要領P4 10 企画提案書等の提出(1) | 「企画提案書」は「15ページ以内」とありますが、これには表紙・目次は含まないと理解してよろしいでしょうか。 | 7の回答を参照ください。 |
| 18 | 実施要領P6 11 二次審査 | 『プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。』とありますが、提出した企画提案書を簡潔に整理した説明用スライドをスクリーンに投影することはよろしいでしょうか。 | 10の回答を参照ください。 |
| 19 | 仕様書3ページ第2業務内容2 公共施設の老朽化状況調査(2) 躯体の健全度調査など | 「職員による既存調査票に基づく目視調査」について、既に行われた調査結果を提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。もしくは本年度に調査が行われるという理解でよろしいでしょうか。その場合いつ頃調査が行われる予定でしょうか。 | 既存調査票により令和8年度に調査を実施します。 時期については、事前に仕様書第2の3の(1)の職員研修を実施する必要があるため、提案によりますが、原則として秋から年末までを予定しています。 |
| 20 | 仕様書4ページ第2業務内容5 施設再編に関する整理(2)再編モデルの作成 | 「複数の再編モデルを作成すること」とありますが、想定されるパターン数についても提案対象という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 21 | 仕様書6ページ第2業務内容10 市民等の意見聴取(2)市民アンケート等の実施 | 調査対象に関して、無作為抽出された18歳以上の市民の方など想定はありますでしょうか。もしくは調査対象に対しても提案対象という理解でよろしいでしょうか。 | 現時点で具体的な想定はありません。 提案対象になることについては、お見込みのとおりです。 |
| 22 | 仕様書6ページ第2業務内容11 庁内検討組織等の運営支援 | 武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部に置かれる公共施設等整備・再編推進作業部会、分科会等について、それぞれ構成メンバーやその人数等について現時点の想定があればご教示ください。また、「各年度に6回まで」とありますが、部会及び分科会を合わせて6回までという理解でよろしいでしょうか。 | 構成員、人数等については、13の回答を参照ください。 回数についても、お見込みのとおり各会議の合計ですが、仕様書を次のとおり修正します。 旧：なお、会議の支援は各年度に 6回まで （実際の支援回数は6回を 限度 とした企画提案による。）とし、当市と受託者との役割分担については、企画提案を踏まえた当市との協議により決定する。 新：なお、会議の支援は各年度に 6回程度 （実際の支援回数は6回を 基準 とした企画提案による。）とし、当市と受託者との役割分担については、企画提案を踏まえた当市との協議により決定する。 参考として、過去、各計画を策定し、又は改訂したときの会議（分科会を除きます。）開催回数については、市公式ホームページに掲載されている各計画書の資料編を参照ください。 |

※ 質問は原文ママ